

平成 29 年度

工 事 監 査 報 告 書

中央排水区 H28 その 2 工事（雨水管埋設工事）

福 生 市 監 査 委 員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による監査

第2 監査の対象

工事件名：中央排水区H28その2工事（雨水管理設工事）

所管部課：都市建設部道路下水道課（工事施工課）

総務部契約管財課（契約担当課）

第3 監査の期間

平成29年9月15日から平成29年12月21日まで

第4 監査の方法

監査に当たっては、工事関係書類の審査、工事担当職員及び工事関係者からの聴き取り調査及び現地調査の方法により実施した。

なお、工事に係る技術的事項の調査に関しては、「一般社団法人 東京技術士会」に工事技術調査の業務を委託して実施した。

第5 監査の着眼点

工事の設計及び施工等が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、次の点を監査の着眼点として実施した。

- 1 基本設計、実施設計は適正かつ合理的なものになっているか。
- 2 設計図書類（図面、仕様書）、積算は適正かつ合理的、経済的なものになっているか。
- 3 契約事務の手續が適正に行われているか。
- 4 施工及び施工管理は適切に行われているか。
- 5 工事監理、工事監督は適正に行われているか。

第6 工事の概要

- 1 工事件名 中央排水区H28その2工事（雨水管理設工事）
- 2 工事場所 福生市大字熊川28～75番地先

- | | | |
|----|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 | 工事業種 | 下水施設工事 |
| 4 | 工事内容 | 雨水管理設工事
雨水管 φ300～900 478.14m
雨水人孔設置 1号人孔 8基
2号人孔 3基
3号人孔 6基
取付け管及びます工 1式
付帯工 1式 |
| 5 | 工 期 | 平成28年9月16日～平成30年2月16日 |
| 6 | 入札方法 | 特別簡易型総合評価一般競争入札 |
| 7 | 請負金額 | 140,400,000円（消費税含む。） |
| 8 | 契約変更後契約金額 | 148,408,200円（消費税含む。） |
| 9 | 請負業者 | 木本建興株式会社 八王子支店 |
| 10 | 設 計 者 | 株式会社ファースト設計 福生営業所 |
| 11 | 工事監理者 | 同 上 |

第7 監査の結果

監査の対象とした「中央排水区H28 その2工事（雨水管理設工事）」の計画、設計、積算、契約、施工状況等について、書類審査、実地調査等により、各着眼点に基づき監査を行ったところ、おおむね適正に執行され、工事監理についても適切に実施されていると認められた。

なお、「東京技術士会」による「工事監査技術調査報告書」による技術的な視点を踏まえた所見は次のとおりである。

意見・要望等

1 契約について

本工事の契約については、総合評価方式を採用し実施したが、辞退者が多く、結果、応札者が1者での入札となり、技術評価や価格評価の比較検討が十分になされないこととなった。技術評価も含め総合的に評価をする総合評価方式のメリットを生かすためにも、多くの事業者が応札に参加できるよう、今後対応等を検討されたい。

2 架空線の防護について

工事現場上空には送電線が架線されており、道路掘削時にバックホーにより掘削土砂をダンプカーに積み込む際、旋回を行うとバックホーのバケットが架空線に触れる恐れがあり危険である。架空線の防護を行うよう対応されたい。

3 監視員の常駐について

現場の掘削構内では、布設した下水管に取付管を取り付けるための削孔穴を削孔しており、併せて時折バックホーにより掘削した土砂をダンプカーに積載していた。掘削構内では作業員が作業をしており、バックホーの刃先と接触する危険もあり、またバックホーが開口部から転落する可能性もある。それらを防止するため、監視員の常駐についても対応されたい。このことは、上記2の架空線接触防止に対しても有効と思われる。

4 建設業許可証の有効期限切れについて

現場に掲示されていた建設業許可証に有効期限切れの会社(相陽工業)の掲示があった。常に注意を怠らず、これらの管理をされるよう対応されたい。

5 安全巡視記録簿の記載について

作業現場での安全巡視記録簿の記載について、日々巡回をした巡回担当者の署名押印欄に押印がなく署名についても印字で処理がされていた。印字での処理では日々の巡視の事実確認が不明確であり、署名本来の意味からも自署で記名し押印するよう適切に処理されたい。

6 工事担当者の技術のレベルアップについて

建設部門の工事等を担当する市職員については、事務系の職員が配置されており、専門的技術、能力を持つ技術系の職員が少ないのが現状である。

工事の担当者については、工事の適正性や効率性、安全性等をチェックするためにも技術的知見を持った担当職員が望ましいことから、工事担当者へのOJTや実務研修等、技術的な能力の更なるレベルアップに努められたい。

7 複数工事の複数年にわたる包括的な工事随意契約の検討について

昨今の技術者不足に伴い工事の質や安全性の確保が危惧される中、その方策の一つとして、複数工事の複数年にわたる包括的な工事随意契約について、今後検討されたい。

このことは、複数の同種工事を一定期間に同一業者と随意契約することにより、当該工事の知識や経験を継続的に生かすことができ、工事の質や安全性の向上につながる。また、価格面においても、従前工事の無駄な部分の改善等が図られ適切な価格の設定にも期待できる。さらに、工事入札での入札不調の解消等にもつながると思われる。

ただし、複数年の複数工事の一者随意契約のため、入札の機会均等の原則や随意契約の法的な規制等との整合性という課題もあり、それらを踏まえて検討していく

必要がある。